

警察における証明事務の取扱いについて

昭和 40 年 11 月 10 日 監発第 154 号

改正 平成 12 年 11 月 7 日 例規 (警) 第 45 号

警察における証明事務は、昭和 39 年以降「警察証明の取扱いに関する訓令（昭和 38 年本部訓令第 13 号）」に基づいて取扱ってきたところであるが、今般、警察庁においても警察における証明事務のあり方について検討を加え、各省庁等に協議し、形式的な届出受理証明の大部分を整理することの了解を得その結果、今後の証明事務の取扱い方針等について統一の見解を示す通達があつた。

これに基づいて、今回前記訓令の全部を別添のとおり改正し、昭和 40 年 11 月 10 日から施行することとしたが、次の事項に留意して取扱いの適正を期されたい。

なお、警察証明に対する基本的な考え方及び実務上における取扱いは、従来とほとんど変りがなく、主として表現を、警察庁の方針に合わせ、かつ、証明事項を整理したに過ぎないので、念のため申添える。

記

1 改正の趣旨

本県における警察証明事務は、昭和 38 年までは年間約 15,000 件に達し、相当の事務となつていたので、これが適正な運用と事務を合理化する見地から検討を加え、従来警察が慣例的に取扱ってきた、物品の遺失又は盗難の場合のように必ずしもその事実が証明できない場合にも、出願者の立場を考え、当該事実の証明に替えて、形式的に届出受理証明を行なつてきたものを関係機関の協力のもとにこれを大幅に縮小することにしこの取扱いを訓令化して実施してきた結果、おおむね半減し、効果を取めてきたものである。

今般、警察庁においても、関係省庁とも協議を重ね、協力方を折衝した結果、多くの同意を得るに至り、これが事務取扱いを全国的に統一した見解によつて行なうよう通達してきたものである。

従つて本県としては、この通達によつて急激にその取扱いが変更することにはならないが、証明事項の内容について整理して、従来訓令では証明しない事項を別表にし、それ以外は証明できることとしてきたものを今回の訓令では一定の事項以外は、これを行なわないとする原則を確立したものである。

その他は、格別の変更はない。ただし、従来口頭による申請を認めていたものを、すべて書面によることとしたが、これは、証明は、すべて書面で交付している現状に合わせるために、これを廃止したものであるが、このため窓口事務において出願者から非難されることのないよう、場合によつては代筆の便宜を計るなど民衆処遇上十分配慮すること。

2 証明事務取扱いの方針

警察において行なう証明は、所管の行政に関し、事実の証明ができる事項で、かつ、証明の必要性が客観的に認められるものについてのみ取扱い、事実の証明のできない

場合に、当該事案の証明に替えて単に形式的に届出を受理した旨の証明は、訓令第2条第2項に規定するもののほかは行なわないものとした。

3 改正訓令の内容

(1) おもな改正点

前訓令が、遺失届受理証明を行なわないものを例示(別表)し、その他の届出受理証明一般を行なうものとした(事実上は極めて少ない。)のに対し、前記の方針により、原則として届出受理の証明は行なわないものとし、例外的に、これが証明を行なうものを例示したものである。

(2) 各条解説

ア 第2条(証明を行なう者)

証明事務は、本部の課長、学校長及び署長が行なうものとしている。これは、原則として課署長名によつて証明することとしているものである。(例外は第6条参照)

イ 第3条(証明する事項)第1項

警察において行なう証明の原則を示したものである。

証明は、業務上取扱つた事項について行なうのであるが、遺失等の届出受理の事実については、第2項に規定されているから、ここでは、例えば、交通事故の事実(発生日時、場所、当事者の住所氏名等)、公安委員会、警察署長の行なつた許認可、行政処分的事实、警察職員としての在籍事実等について証明するものについて規定しているものである。

また、この事実の証明は、法律、命令に規定されているもの(例えば自動車保管場所の証明)はもちろん、法令に規定のないものであつても、証明の必要性が客観的に認められるものについて、これを行なうものである。

ウ 第3条第2項(届出受理証明関係)

盗難、遺失、亡失等の事実が証明できる場合は、第3条第1項の規定の事実の証明となるが、これが証明できない場合に、その事実の証明に替えてその旨の届出を受理し、これを受理した旨の証明を行なう場合について規定したものである。

この届出受理の証明は、形式的なもので、実益に乏しいものであるため、関係機関との間にこれを原則として行なわないことで協議を進め、大部分のものについては、各省庁の協力が得られるに至つたものであり全国的にその取扱いが統一されることになつた。

しかし、例外として、第3条第2項の表に掲げるもの及び特別の事情があると認められるものについては、従来どおり証明を行なうものとしたものである。その趣旨は

(ア) 現に法律、政令により、警察の証明を要することが規定されているものであること。

(イ) その証明を行なう官公庁等がなく、その証明が得られない場合は、出願者がその責によらないで著しく不利益を被ることが明らかであり、かつ、警察がその証明を行なうことが適当であるもの。

(ウ) 警察の証明を求める官公庁等において、警察の証明がない場合には事務取扱い上、著しく支障をきたすもので、当該官公庁等において証明に係る事実の調査を行なうことが不相当である特別の事情がありかつ、警察がその証明を行なうことが適当であるもの。

(エ) その他特別の事情があつて、届出受理証明を行なうことが相当と認められるもの。

について、公衆の利便のために、これを取扱うものとしたものである。

現に法律等に規定されているものの例としては、

○ 一般旅券発給申請書等の様式に関する省令（昭和 36 年外務省令第 5 号）により、一般旅券、公用旅券を国内において紛失、焼失等をした場合

○ 国会議員互助年金法施行規則（昭和 33 年総理府令第 41 号）により、互助年金証書を亡失した場合

等がある。

自動車運転免許証遺失届受理証明は、道路交通法施行規則第 21 条（免許証の再交付の申請手続）の規定の「当該免許証を亡失し、又は滅失した場合にあつては、その事実を証するに足りる書類」にあたるものとして運用されてきているが、改善の処置がとられるまで、当分の間、証明を行なうものとしたものである。（自動車運転免許証遺失再交付事務手続き（昭和 45 年 1 月 21 日、交二発第 13 号）第 5 編 8771 ページ参照）

しかし、このほかの公安委員会又は警察署長が行なう許認可証等の再交付については、原則として警察への届出事実の証明書の提出は求めないこと。

「その他特別の事情があつて届出受理証明を行なうことが相当と認められるもの」として考えられるのは、例えば、出願者が他県の機関から要求され、この証明がない場合に、出願者が著しく不利益を被ると認められる等の場合である。従つて警察証明の取扱いが全国的に浸透した場合は、解消する問題であるが、当分の間は、この種の証明の発行はやむを得ないものと認められる。

本規定を広く解釈して活用し、結果的に拡大濫発することは、この訓令の趣旨に反することとなるので誤解のないように運用すること。

エ 第 4 条（証明してはならない事項）

第 3 号の申請者に直接関係のない事項とは、例えば、遺失届出受理証明を受けようとする者は、原則として当該遺失物の所有者又は所持者でなければならない。それ以外の者は、一応直接関係がないものとみなされる。しかしその当人が死亡、身体障害者、病気等の理由によつて、直接申請することができない特別の事情がある場合に、配偶者、家族等が申請を行なつたときに、これを受理しないとする趣旨ではない。

オ 第 5 条（申請の受理）

証明の申請は、原則として書類によつて行なわせるものとする。これは、第 6 条の規定のとおり、証明の方法との関連からである。証明は、警察が作成し

た「証明書」を発行するのではなく、申請書に奥書して交付する方法によつて
いるためである。従つて申請書は、1通を提出させるだけで足りるものである。

なお、同一の証明事項について、数通要求された場合は、当然数通の申請書
を提出させることとなるが、通常の場合あり得ないことなので、その必要性に
ついてよく検討し、必要の限度内の枚数を交付すること。

カ 第6条（証明の方法）

証明を行なうにあつては、証明の内容、証明を必要とする理由、申請者が
適当な当事者であるか等を確認して、民事事件に悪用されるおそれのある事項
は除外する等に留意すること。

また、証明は、課署長名（印）によつて行なうのを原則とするが、在籍証明
その他必要がある場合には、本部長名（印）によつて行なうものとした。

キ 第7条（備付簿冊）

証明の申請は、申請書1通を提出させ奥書きして交付するので、証明事項等
の記録が残らないことになる。このため、証明処理簿に所要事項を記載するこ
ととした。ただし、交付する証明の写しを証明処理簿に添付することにより、
証明処理簿に記載すべき事項等を明らかにできる場合は、当該事項等の記載等
を省略できるものとする。

4 事務取扱い上の留意事項

- (1) 遺失届出受理証明については、第3条第2項に規定するもの以外は行なわないも
のとしているが、各省庁その他の関係機関の事務取扱い手続等がこれを受入れるよ
うに整備されていない場合には、警察で証明しない事項の証明書を要求する機関が
あつて、それが申請者を不当に困惑させ、ひいては、警察が一方的に公衆の利益を
無視した処置をとつたように誤解されるおそれもあるので、申請者の接遇にあつて
は、証明を行なわない場合においても、その申請の理由を充分聞き、証明書を出
さない趣旨をよく説明するとともに、申請者に証明書の提出を求めている機関に直
接連絡してやる等の配慮をすること。
- (2) その他虚偽の申請によつて証明書を交付し、これを悪用されることなどのないよ
う、申請内容を慎重に検討し、事情を聴取したうえ受理すること。しかし、これが
ため善良な申請者に対していたずらに不快の念を起させることのないよう言語、態
度に充分留意すること。
- (3) 県その他の関係機関に対しては別添資料のとおり連絡し協力方を重ねて依頼し
ているので参考とされたい。

別添資料 [略]